

名古屋市教育委員会定例会

平成 31 年 3 月 26 日

午後 3 時 00 分

教育委員会室

議 事

- | | | |
|-------|----------|--|
| 日程 1 | 請願第 3 号 | 請願審査について |
| 日程 2 | 第 44 号議案 | 名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 3 | 第 45 号議案 | 教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 4 | 第 46 号議案 | 名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 5 | 第 47 号議案 | 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 6 | 第 48 号議案 | 教育長等専決規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 7 | 第 49 号議案 | 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について |
| 日程 8 | 第 50 号議案 | 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について |
| 日程 9 | 第 51 号議案 | 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について |
| 日程 10 | 第 52 号議案 | 名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について |
| 日程 11 | 第 53 号議案 | 名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針の一部改正について |
| 日程 12 | 第 54 号議案 | ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画の策定について |
| 日程 13 | 第 55 号議案 | 第 3 期名古屋市教育振興基本計画～夢いっぱい なごやっ子応援プラン～の策定について |
| 日程 14 | 第 56 号議案 | 名古屋市立小・中学校の通学区域の設定、変更及び委託通学措置の実施について |
| 日程 15 | 第 57 号議案 | 名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について |

出席者

杉 崎 正 美 教育長
小 栗 成 男 委 員

船 津 静 代 委 員

梶 田 知 委 員

小 嶋 雅 代 委 員

西 淵 茂 男 委 員

教育次長始め、事務局員 27 名 ※傍聴者 1 名

(杉崎教育長)

ただ今から教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに議事運営についてお諮りいたします。

議事日程第 15「名古屋市教育委員会事務局指定管理者選定委員会委員の委嘱について」につきましては、名古屋市教育委員会会議規則第 6 条の規定に基づき、非公開にて審議したいと思います。また、会議録についても非公開といたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

ではこれより、日程第 1 請願第 3 号「請願審査について」を議題といたします。

審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありましたので、会議の運営上 5 分以内で陳述を許可したいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし

(杉崎教育長)

それでは、請願第 3 号の陳情人の方、前の方へお願いいたします。

口頭陳述におきましては、会議の運営上、5 分以内で行うようお願いいたします。それではお願いいたします。

【陳情人より口頭陳情が行われた】

(杉崎教育長)

以上で、口頭陳情を終了します。陳述人は席へお戻りください。

それでは審査に入ります。まずは事務局からの説明をお願いいたします。

(百合草総務課長)

日程第1「請願審査」でございます。

請願第3号「第3期名古屋市教育振興基本計画（案）の審議延長についての請願」についてでございます。

請願の要旨はごらんのとおり、1点でございます。

「第3期名古屋市教育振興基本計画（案）の審議を延長すること」を求めるものでございます。

本計画の策定にあたりましては、これまで児童生徒からの意見聴取、ナゴヤ子ども応援会議・教育シンポジウムにおけるアンケートなど、子どもから一般の方まで市民のみなさまより幅広くご意見をいただき、参考とさせていただきました。

パブリックコメントの制度の目的は、市民意見を考慮して計画を策定することにより、行政運営における公正の確保を図るとともに、市民の意見及び市の考え方を公表することにより、行政運営における透明性の向上を図ろうとするものでございます。

このような趣旨に則り、すべてのご意見に対し市の考え方の案をお示ししたものを、審議の資料としてご用意しているほか、いただいたご意見を踏まえた上で、より詳細に説明すべき箇所等につきましては、計画案を一部修正してございます。

本計画にいただいた幅広いご意見につきましては、今後の教育施策推進の中で参考にしたいと考えております。

また、本計画に記載されております個別の事業につきましては、各年度の予算編成過程の中で市民のみなさまからもご意見をいただきながら、実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上のことから、本日付議されております議案の審議により、計画の策定をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。

(梶田委員)

この教育振興基本計画第3期については、もう1年前から、1年半ぐらいですかね、前からずっと説明を受けながら議論しながらやってきておりますし、我々も小学校中学校の生徒さんだとか、それからPTAの方々だとか、意見を聞いて策定してきたという風に考えておりますし、また第2期が3月末をもって終了して、第3期がもう4月から始まるということなので、私としてはぜひ本日審議いたしたいなと思っております。

(杉崎教育長)

他にも経済団体とか新しくそういう形で意見聞いたりとかしてやってきていますし。4月から切れ目のない形での計画ということで今日審議をということのご意見でしたけれども。他にご意見ございますでしょうか。

(小嶋委員)

市民の方がご心配されているのは、こういった短い期間、形だけパブリックコメントを受けて、もう決まっているんだらう、このまま一切ぶれることなくこれで進めていくのではないかということをご心配されていると思うんですけども、決してそういうような、これはものではなく、名古屋市の教育委員会の方針であって、実際にあたっては細やかに、実情に合わせて話し合いながら進めていくということによろしいのでしょうか。そういうような理解で私はいるんですが。

(大坪企画経理課長)

委員おっしゃるとおりでございまして、先ほど説明にもございましたように計画登載の各事業に関しましては、予算の編成過程の中で、毎年公表されるものでございまして、市民の意見を伺う機会がございますし、また事業によって、特に大規模なものなんかにつきましては、タウンミーティングを行ったり、もしくはワークショップであるとか、市政アンケート等でその都度ご意見を伺うことになってくるかと考えております。また、計画そのものに関しましても、毎年事務の点検評価、これは地教行法に基づくものでございますが、事務の点検評価ということで、有識者のご意見等もいただきながらPDCAサイクルに沿ってですね、必要とあれば当然見直し等も行うものと考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。

(小栗委員)

今お話し伺いまして、我々も中の訂正なんかも逐次ご提案をさせていただきましたし、その中身もこれまでずいぶん是正もされているし、あわせてパブリックコメントなんかも我々確認をさせていただいたという風に思っていますし、そのパブリックコメントのなかでも、生かせる部分というのは我々議論をしてですね、きちんとこの俎上に上げてやってきたつもりですので、そういう点とそれから、これが終わりではなくて、例えば今お話がありましたように、教育というのは常に動いていくものであるもので、その都度必要があればこれは改定改善をしていくという前提でよろしいんじゃないかという気はしますけどね。

(杉崎教育長)

他にご意見もないようでございます。

それでは本請願の取扱いについてですけども、先ほどの事務局の説明にもありましたよ

うに、これまで本計画については幅広く、適宜様々なご意見をいただきながら、必要な修正を行い、計画案を作成してまいったということ。

そのような経過も踏まえて、いただいた意見についてどのように計画案に反映されているかといったことも、このあと審議の中で確認しながら計画の策定について判断するべきであると考えております。

また、委員からもご意見あったように、今後は予算編成の場とか、大きな事業であればワークショップなどするなかで市民のご意見を聞くというのは当然当たり前のことですし、これが終了ではなくてこの計画自体がスタートだという認識のもとにやっていけばいいのではないかという意見がございますので、つきまして本請願は、「ご意見としてうけたまわる」ということでいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

では、次の議題にうつります。組織・服務に係る規則の改正でございます。この関係議案といたしましては、日程第2第44号議案「名古屋市教育委員会事務局規則の一部を改正する規則案について」、日程第3第45号議案「教育長及び名古屋市教育委員会事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則及び名古屋市子ども適応相談センター処務規則の一部を改正する規則案について」、日程第4第46号議案「名古屋市教育センター処務規則の一部を改正する規則案について」、日程第5第47号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案について」、これが該当しておりますので、この4件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(百合草総務課長)

第44号議案から第47号議案までにつきまして、一括して順次説明させていただきます。

まず1件目、第44号議案でございます。

こちらは、平成31年度の教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、規定を整備するものでございます。組織改正の内容につきましては、2月8日開催の教育委員会でご報告いたしておりますが、このことを規則で定めるものでございます。議案の最後に、参考として事務局の機構図を添付いたしましたので、あわせてご覧賜りたいと存じます。

改正の内容は、主に5点でございます。

1点目は、技能労務職員の人事・給与事務の移管でございます。学校に勤務する職員の人事・給与事務に関することは、技能労務職員、業務士や調理員でございますけれども、こちらにつきましては総務課が、その他の職員につきましては教職員課及び学校事務センタ

一がそれぞれ主管してまいりましたが、人事事務の効果的な執行や給与事務の効率化を図るため、技能労務職員につきましても教職員課及び学校事務センターに移管するものでございます。

2 点目は、総務部の主幹、学校規模の適正化、の機能強化でございます。第 54 号議案でお諮りいたします「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画」を着実に進めるため、主幹の分担事項を「学校規模の適正化」から「子どもいきいき学校づくり」に変更するとともに、人員を 1 名から 3 名に増員いたします。

3 点目は、学校教育部の再編でございます。予測が困難で不確実な時代の中で、未来を担う子どもが質の高い学びによって可能性を広げ、活躍することを目指した学校教育の実現に向けて、持続可能な組織体制を構築するものでございます。学校教育部を再編し、学校組織をマネジメントし、職員定数や運営費等をつかさどる教務部と、これからの本市の学校教育をつくりあげていくための諸施策・事業を推進するための指導部を設置いたします。

4 点目は、小学校の部活動につきまして、教員の多忙化による働き方改革の一環として、教員が指導しない新たな仕組みを検討するため、生涯学習部に部活動振興の主幹を、教務部に学校における働き方改革に係る特命事項の処理の担当主幹を設置いたしまして、1 人の者が兼務をする形でございます。

5 点目は、生涯学習部の組織改正でございます。先ほどご説明申し上げました、部活動振興の担当主幹を設置するほか、瑞穂公園陸上競技場の改築に向け、関係部局、愛知県、競技団体などとの円滑な調整を行うため、瑞穂公園整備推進担当の主幹を設置いたします。

また、教育委員会の附属機関として新設いたします、名古屋市瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会に関する事務をスポーツ振興課の分掌に加えるほか、志段味古墳群歴史の里の開設に伴いまして、同施設に関する事務を文化財保護室の分掌事務に加えます。

施行期日が、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

2 件目、第 45 号議案でございます。

こちらに関しまして、改正内容は、主に 3 点でございます。

1 点目は、規則の題名を「名古屋市教育委員会教育長及び事務局職員の勤務時間の特例等に関する規則」に改めるものでございます。

2 点目は、休憩時間を 45 分とする職員の勤務時間の割振りとは休憩時間の時限につきまして、選択制を導入するものでございます。これまでは、勤務時間の割振りが午前 8 時 45 分から午後 5 時 15 分まで、休憩時間の時限が正午から午後 0 時 45 分までという形で定められておりましたが、この区分に加えまして、勤務時間の割振りが午前 9 時から午後 5 時 30 分まで、休憩時間の時限が午後 0 時 15 分から午後 1 時までという区分を新たに設けまして、職員がいずれも選択できるようにするものでございます。

3 点目は、子ども応援委員会制度担当部子ども応援室に所属する一般職の任期付職員が宿泊を伴う業務に従事する場合の勤務時間の割振り等につきまして、学校の教員について校長がそれぞれ定めていることと同様に、子ども応援室長が別に定めることとするもので

ございます。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、第 46 号議案でございます。

改正の内容は、主に 2 点でございます。

1 点目は、情報教育部の廃止及び学校情報化支援部の新設でございます。国の第 3 期教育振興基本計画におきまして、教育における I C T の活用促進や公務の I C T 化による教職員の業務負担軽減等に伴いまして、それらを実現する基盤として I C T 環境整備に取り組むこととされています。しかし、本市におきましては、学校における情報化推進業務に関する統括的な所管課がなく、関係業務が分散しておりました。したがって、情報教育部を改組いたしまして、学校情報化支援部を新設するものでございます。

2 点目は、休憩時間を 45 分とする職員の勤務時間の割振り及び休憩時間の時限につきまして、先ほど第 45 号議案で説明させていただきました、選択制を導入するものと同じでございます。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

4 件目でございます。第 47 号議案でございます。

改正の内容は、2 点でございます。

1 点目は、鶴舞中央図書館の庶務係の分掌事務の変更でございます。「なごやアクティブ・ライブラリー構想」の実現に向けまして、施設建築物再編整備の方針を踏まえた施設整備を実施していくため、図書館改革担当の主幹及び主査が分担しております、施設の整備に関する事務を、鶴舞中央図書館庶務係の分掌事務にも加えるものでございます。

2 点目は、勤務時間の特例等に関するものでございます。図書館改革におきまして、迅速な意思決定を行うとともに、関係部署とより一層密に連携、調整等を行うために、当該事務を分担する主幹及び主査の本務を鶴舞中央図書館の方から事務局の生涯学習部に変更することに伴い、図書館処務規則における同主幹及び同主査の勤務時間の特例等に関する規定を整理するものでございます。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

以上 4 件につきまして、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。新年度からの組織改正に伴うものが多いですけれども。

(西淵委員)

新体制の方ですけれども、非常に今、いろいろ働き方改革だとか、いろんな課題があるところで、このような組織を、それに注力するために整備されたというのは非常に評価できるなという風に思っております。特に学校教育のところはですね、指導部と教務部とい

うところがよく連携を取ってですね、力を合わせて、指導と人事っていうのは当然一体化していった効果が上がるものですので、ぜひ両部長さんのところができましたらよく連絡を取ってやっていただくといいかなという風に思っております。

それから情報教育のところも、ICTのことが非常に大きな課題で、私も大綱のときに市長に申し上げたんですけれども、これはやっぱり推進する中心的な所管課が今まであまり明確でなかったが教育センターに作られたということで、恐らく推進していけるんじゃないかなという風に思っておりますのでこれも評価できる。非常にいい組織になってきたんじゃないかなという風に思いますのでぜひ有効に活用していただきたいなというのを意見として。

(杉崎教育長)

事務局にも申し上げておきたいのは指導部と教務部という2つの部が連携取らないといかんので。それぞれ縦割りじゃなくて。よろしくお願いします。

学校規模の適正化という堅苦しい肩書も、主幹の名前を「子どもいきいき学校づくり」に変えましたんで。

部活動の主幹も、教務部と生涯学習部に両方に渡っていますので、ぜひ部活動は生涯学習部だよとか縦割りじゃなくてこの主幹さんが大変ですけれども、機能するように他の方々も協力していただけるとありがたいなと思います。

(杉崎教育長)

他にご意見もないようですので、日程第2第44号議案から日程第5第47号議案までにつきましては、原案どおり可決ということでよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第6第48号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(百合草総務課長)

第48号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」でございます。

改正の内容は、2点ございます。

1点目は、教育委員会の権限に属する事務の補助執行、具体的には、財政局長が行う入学準備金の滞納整理に関する事務の補助執行の廃止に関しまして、この規則における関係規

定を整理するものでございます。

2 点目は、瑞穂公園陸上競技場整備等事業者選定審議会の設置に伴い、当該審議会の委員の委嘱について教育委員会の議決事項とするものでございます。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

特にご意見もないようですので、日程第 6 第 48 号議案「教育長等専決規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、学則の改正の議案といたしまして、日程第 7 第 49 号議案からやっていきます。まず日程第 7 第 49 号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第 8 第 50 号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案について」、日程第 9 第 51 号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案について」の 3 件を一括議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(百合草総務課長)

第 49 号議案から第 51 号議案までにつきまして順次説明させていただきます。

まず第 49 号議案でございます。

こちら改正の内容は主に 2 点でございます。

1 点目は、名古屋商業高等学校の「国際経済科」を廃止するものでございます。名古屋商業高等学校では、平成 29 年度に「国際経済科」にかわる「グローバルビジネス科」を新設いたしまして、グローバルなビジネス社会で活躍できる、より実践的なコミュニケーション能力とビジネススキルを身につける学科へと発展させてまいりました。「国際経済科」の生徒は平成 30 年度末をもって全員が卒業となっておりますので、学科を廃止するものでございます。

2 点目は、北高等学校、緑高等学校、名古屋商業高等学校及び若宮商業高等学校の生徒定員を、募集人数の変更や生徒の進級による学級数の増減に伴いまして、変更するものでございます。ご参考までに、定員一覧をお付けしましたので、ご覧ください。下線部分が変更箇所となっております。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

つづきまして、第 50 号議案でございます。

こちらの方でございますが、西養護学校、南養護学校及び天白養護学校の高等部普通科の生徒定員につきまして、募集する学級数の変更や生徒の進級による学級数の増減に伴いまして、こちらの方も改正するものでございます。参考資料を付けてございます。こちらでも下線部分の方が変更の箇所でございます。またご覧いただきたいと思います。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

続きまして、第 51 号議案でございます。

市立幼稚園において、子育て支援の充実を図るため、議案の「1 改正理由・内容」の表で、下線を引いた常磐幼稚園はじめ 8 園における預かり保育の実施時間につきまして、これまで 6 時間までであったものを、8 時間までに拡充するものでございます。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

以上 3 件につきまして、よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(杉崎教育長)

幼稚園園則の、預かり保育を延ばすやつね、これってニーズがあるから延ばすと思うんだけど、なくなったらまた 6 時間に戻っていくの。どうして延ばしたりとか、この園だけが延びたとか、もう少し説明をしていただけると。

(伊藤高等学校・幼稚園教育担当主幹)

ニーズがあるので延ばすということなんですけれども、従来から預かり保育やっておりますので、その様子を見つつ、増やしております。最初ははとり 1 園だったんですけれども、今年度に 7 園、次年度 8 園ということで、それぞれの園のニーズを見ながら順次増やしているところです。今後ニーズがなくなったら減らすかどうかはまたニーズを見ながらということなんです、恐らくニーズは一定あるものと思っておりますので、そう簡単に減ったりはしないかなという風に考えております。

(杉崎教育長)

他いかがでしょうか。

他にご意見もないようですので、日程第 7 第 49 号議案から日程第 9 第 51 号議案につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、日程第 10 第 52 号議案「名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(百合草総務課長)

第 52 号議案「名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」説明させていただきます。

教育センター分館であります教育館の施設の使用時間は、現在、午前 9 時から午後 9 時までとなっておりますが、土曜・日曜・祝日の夜間につきましては、市民の利用が極めて少ないため、午前 9 時から午後 9 時までに変更するものでございます。

施行期日は、平成 31 年 4 月 1 日でございます。

なお、教育館につきましては、本年 7 下旬、7 月 29 日を予定しておりますけれども、東区泉一丁目の第一幼稚園北側に移転することになっており、施設の使用に関して、条例につきましては、2 月市会で必要な改正を行っておりますが、規則につきましても、附属設備の使用料や申込書等の様式の改正が必要となります。これらの改正につきましては、新教育館の開館日が正式に決まったのち、改めて教育委員会にお諮りする予定でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

開館は 7 月 29 日だね。

(百合草総務課長)

7 月 29 日の予定でございます。

(杉崎教育長)

はい。何かご意見ご質問ございましたらお願いします。

(小栗委員)

講堂は 9 時から 9 時でしたっけ。研修室は 9 時から 5 時で講堂は 9 時から 9 時でしたっけ。これも 9 時から 5 時でしたっけ。

(富田教育センター総務課長)

館の方は、9 時から 9 時です。

(小栗委員)

これはけっこう利用がおありになるということですか。この時間まで。

(富田教育センター総務課課長)

館の方ですか。館の土日祝の夜間はやはり少なくてですね、30年度の1月、今年の1月末ですけれども、一般の利用と減免の利用含めまして12件でございます。

(小栗委員)

ちょっと私が確認しきれてなかったかもしれませんが、研修室が9時5時ですね。9時9時が9時5時になるんですよね。

(富田教育センター総務課課長)

そうです。土日祝ですけれども。

(小栗委員)

そうですね。で、本館講堂は、センター施設の利用のできる本館、が9時9時ということでもいいですか。

(富田教育センター総務課課長)

教育館の講堂は9時9時でございます。

(小栗委員)

そうですね。その9時までの夜は遅いと思うんですが、その利用は比較的多いというように思っておけばよろしいんでしょうか。

(富田教育センター総務課課長)

平日ですか。

(小栗委員)

両方合わせて。

(富田教育センター総務課課長)

講堂の方ですね、減免の利用が土日祝で言うと2件でございます。終日で言いますと42件になります。終日になりますので、昼間と夜間含めてです。

(小栗委員)

ちょっと気付いたのは、9 時 9 時で遅くないのかなということを質問したかったんですけども。夜の 9 時。

(富田教育センター総務課長)

基本的にやっぱりいろんなイベントをしますと、5 時半から利用できるんですけども、準備等あって 6 時半、6 時から始めますと、2 時間から 2 時間半で、最終の片付けまで入れて 9 時までになりますので。

(小栗委員)

やっぱりニーズはあるという風に思っていてよろしいということですね。

(富田教育センター総務課長)

そうですね。必要な時間だとは思っております。

(杉崎教育長)

これって、7 月の新館がオープンしたら、もう一回整理するの。

(百合草総務課長)

時間は整理せずに様式だとかを整理するんですね。

(杉崎教育長)

使用区分の、講堂っていうのはあるわけ。今度の新しい館には。

(富田教育センター総務課長)

新たな 7 月 29 日以降は講堂がなくなります。館としては。ただ、約 200 人くらい一度に集まって利用していただけるスペースとしては、第 1 研修室から第 3 研修室をあわせた、続けて使う形になりますけれども、そういう利用は可能になっています。

(杉崎教育長)

それは 9 時 5 時なんだね。休みの日は。

(富田教育センター総務課長)

9 時 5 時になります。

(杉崎教育長)

よろしいですか。他にご意見もないようですので、日程第 10 第 52 号議案「名古屋市教育センター条例施行規則の一部を改正する規則案について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第 11 第 53 号議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(百合草総務課長)

日程第 11 第 53 号議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について」説明させていただきます。

今回の改正案は、平成 30 年 9 月 7 日に国家公務員に係る懲戒処分の指針が一部改正され、本市の懲戒処分の取扱方針につきましても、「公文書偽造等」に関する標準例が改正されました。同様の改正の実施を依頼する旨の通知が総務局長からまいりましたので、教育委員会におきましても同様に「名古屋市教育委員会における懲戒処分の取扱方針」を改正するものでございます。

具体的な内容でございますが、これまで公文書を偽造した職員につきましては「免職、停職又は減給」とする標準例が定められておりましたが、公文書偽造した職員の標準量定を「免職又は停職」に引き上げるとともに、公文書を毀損した場合につきましても同様の標準例とします。

また公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた職員は、「停職、減給又は戒告」とする標準例を新設いたします。

今回の取扱方針の一部改正につきましては、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に発生した事案に適用するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

ちなみに参考例として、4 枚目に一覧表を付けてございますのでご覧いただきたいと思います。

(杉崎教育長)

今の説明の 4 枚目に概要で載っております。網がかかったところが改正後。国と本市の両方がわかりやすく示されているということでございます。

何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

(杉崎教育長)

いつも思うのだけど、改正して、終わりだと誰も知らないというときがあるので、改正された趣旨だとか、改正内容をよく現場まできちんと周知をしていただけるとありがたいなと。その際ついでに、他の懲戒処分の基準もきちんと。毎年年度替わりのときに、人事異動とかで変わっちゃうと、やっぱり忘れちゃったりとか、そういうことがあるのでそれだけ。

(百合草総務課長)

はい。きちんと周知をはかります。

(小栗委員)

取扱方針の一部改正のこの表になっているところの質問なんですけれども、③の「決裁文書の改ざん」のところで、本市は「免職・停職」のところがなくて、下の※2、※3のところに書いてあるところの、国と同様のものがないということ、※3かな。国と同様の決裁文書に関する明確な制限が整備されていない、と書いてありますが、これは本市に関することなのか、他の政令指定都市では国と一緒にしているところがあるのかどうかとか、そのところちょっとお伺いしたいんですが。

(百合草総務課長)

全市、20市すべて調べたわけではございませんけれども、だいたい本市と同じ状況かなと。

(小栗委員)

それでは本市だけ、だとも言い切れないということですねそうしますと。

(百合草総務課長)

そうですね。

(小栗委員)

明確な制限が整備されていないってことは、これは逆に明確な制限の整備は必要ないんでしょうか。

(百合草総務課長)

明確な整備をするほどの状況にまでなかったということも踏まえながら、改めて今回は

この形ですね、全市的に統一しようということで定められたという形になってございます。

(小栗委員)

ちょっとあいまいだなと。答えが。例えば本市と他が同じでなければ、他のところはどのような基準に基づいて国と同様にしているのかなというところがわかれば本当はありがたいところですね。

(百合草総務課長)

20 市完全に調べていないものですから、また改めて調べさせていただいて、またご報告差し上げます。

(杉崎教育長)

他にご意見もないようですので、日程第 11 第 53 号議案「名古屋市教育委員会における懲戒処分取扱方針の一部改正について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第 12 第 54 号議案「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画の策定について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

第 54 号議案「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画の策定について」のご説明をさせていただきます。

本市では、平成 22 年に「名古屋市立小・中学校における小規模校対策に関する基本方針」及び「実施計画」を策定し、対策を進めてまいりましたが、平成 28 年度に計画期間が終了した段階においても、小規模校は増加しており、また過大規模校や学校施設の老朽化の課題も生じているため、学校規模に関する新たな計画として策定するものでございます。

この件につきましては、11 月 6 日の教育委員会の定例会で、協議題としてご議論いただいたものでございます。12 月 5 日に教育子ども委員会の所管事務調査でご意見をいただいたのち、1 月 23 日から約 1 か月間、パブリックコメントを実施いたしましたので、まずパブリックコメントについてご説明を申し上げます。

カラー刷りの資料の次に、パブリックコメントについての資料が参考資料としてありますのでそちらの方をご覧いただきたいと思います。いただきました市民意見の内容及び本市教育委員会の考え方についてまとめたものでございます。

表紙をはねていただいて、左ページ、実施結果をご覧ください。60 人の方から寄せられた、153 件の意見のうち、主なものとして、計画全体に関することが 24 件、現状と課題に関することが 47 件、今後の小規模校への取り組みに関することが 58 件でした。

主な意見といたしまして、参考資料の 1 ページ、「計画全体に関すること」として、「学校は多くの人数の中で生活や人間関係を学ぶ場なので、一年でも早く、子どもたちのためになるような学校規模にしてほしい」であるとか、「子どもの教育が最優先であることを見失わずに進めてほしい」と計画の趣旨に賛同するような意見がありました。

教育委員会としましては、望ましい学校規模を確保することで、教育環境を改善し、行動指針にある、子どものことを第一に考え、目指すべき姿を早期に実現していきたいと考えました。

次に、参考資料 2 ページをご覧ください。「現状と課題に関すること」として、「学校統合を期待したが、進まないうちに自分の子は卒業してしまった。小規模校の中でひやひやしていた」であるとか、「競争も体験しないといけないという声も聞くので、統合は進んだ方がいい」という小規模校の課題の解消を望む意見がある一方、「特別支援学級を除いて考えていることが疑問。統合により特別支援学級 1 学級あたりの人数は増える」であるとか、「小学 3 年生以上でも 30 人学級にしてほしい。少人数学級であれば小規模校でなくなるのではないか」というような、少人数学級の実現を求める意見がありました。

私どもといたしましては、クラス替えが困難であることにより生じる小規模校の課題の解消がよりよい教育環境につながると考え、特別支援教育においても社会性や協調性等を育てることが大切であると、また、少人数学級をすべての学年で実施しても、ほとんどの小規模校はその状況が継続することなどから、望ましい学校規模の確保のための取り組みは必要であると考えております。

次に、「今後の小規模校への取り組みに関すること」では、学校統合で、保護者が不安に感じる人が多い、5 ページの方に記載があります、「通学に関すること」について、比較的多くの意見をいただきました。特に、通学距離に関するものとして、「概ね 2km は 1 年生にはかなり大変な距離である」とか、「特別支援学級の子どもが最大 2km を通学することの負担の大きさを考えているのか」などの意見がありました。

教育委員会では、小学校 2km、中学校 3km という通学距離の目安は、統合する場合であっても、通学距離が長くなりすぎないような目安として設定しました。特別支援学級の児童生徒には、個々の状況に応じた配慮について検討していくこととしております。

また、6 ページ、「跡地に関すること」では、学校がなくなることへの不安がある一方、「町の活力を再生する手段として考えてもよいのではないか」といった意見がありました。

いずれにしましても、地域のみなさまのご意見もお聞きし、防災機能に配慮しながら、

有効活用を全市的な視点で検討していくこととしております。

次に7ページをご覧ください。今後の過大規模校への取り組みについては、「学ぶ環境が制限されている実態を踏まえ、早く進めるべき」とのご意見をいただいております。

私どもとしましては、小規模校と同様に、計画に則って必要な取り組みを進める考えでございます。

パブリックコメントについての説明は以上でございます。

本計画につきましては、7月に中間案を作成して以降、シンポジウム、地域説明会での意見収集及び、学校に協力をいただいていたアンケート結果の内容をもとに修正を加えまして、現在の計画案を作成いたしました。今回パブリックコメントでいただいた意見の内容も、大きな違いはありませんでしたので、計画策定の趣旨を踏まえ、細かな文言以外の修正は加えないこととさせていただきます。

なお、計画案の本冊子の方でございますけれども、1枚表紙をはねていただいたところをご覧くださいなのですが、11月6日でご協議をいただいた際に、委員のみなさまから、高齢化が進む中でも子ども一人ひとりが輝く、という趣旨の文言を入れてはどうかというご意見をいただきましたので、計画案の冒頭に「はじめに」といたしまして前文を新たに掲載いたしましたところでございます。その4段落目に、ご指摘いただいた、「地域コミュニティ」、「少子高齢化が進むことによる福祉の視点での配慮」という文言を加えさせていただきます。

以上、計画策定に関する説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(梶田委員)

部署の名前まで変えて、その意気込みを感じますので、ぜひとも適正化に向かって頑張ってくださいようにお願いいたします。

(船津委員)

「はじめに」を入れていただいて、これを読ませていただくと、どういうお気持ちで、誰に向かって、どうしてこれをやるのかということがメッセージとして入っているので、後ろが読みやすくなってよかったなと思います。ありがとうございました。

パブリックコメントの方なんですけれども、パブリックコメントが私はやっぱり気になったんですが、冒頭のところに、「ご意見の内容について、趣旨の類似するものはまとめさせていただいたほか、原文を一部要約」と丁寧にご説明があるので、これは漏れはないということですのでよろしいですね。という風に聞かれるかなと思ったので。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

大丈夫です。

(杉崎教育長)

現在この場で予定があるのであれば、これを新年度、組織も拡充してやっていくというのだけど新年度以降なにかまだ整備しなければならないものもあったりするわけでしょう。そのスケジュールみたいなものがなにかあれば。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

今後のスケジュールということですが、計画案の中の、14 ページでございますが、こちらは小規模校の取り組みということで提示をさせていただいておりますけれども、31 年度につきましては、この STEP1、STEP2 という形で取り組むということで、個別プラン作成のための事前調査に順次入っていくというようなことで、それぞれ私どもが考えておるベースの学校でまた地域へメンバーが入って行って、調査に入っていく。個別プランのための調査ですけれども、それを作り上げていくというのが前半部分。後半では、その個別プランをしっかりと作り上げたものをですね、審議会、条例設置を 6 月にさせていただく予定ですが、そちらの方で 9 月から審議会をスタートさせて審議をしていくというような流れを想定しております。

(杉崎教育長)

6 月市会でその審議会の設置をする条例を出すと。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

はい。

(船津委員)

いくつかのところに「学校ビジョン」という言葉が出てくるんですけど、学校ビジョンという言葉はこれはもう教育委員会としては普通の言葉というか、普通に使われている言葉なんですか。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

これは今回新たないきいき学校づくり計画というものを作るにあたってですね、この計画のために作らせていただいた言葉でございます。当然、他の部署、指導室とも連携を取りまして、計画において使わせていただいている言葉でございます。

(梶田委員)

何ページですかね。

(船津委員)

2 ページとか。「5 実現したい学校ビジョン」と。

(杉崎教育長)

2 ページや、A3 の折り込みの「学校ビジョンの具体化」だとか随所に。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

今回この計画を作るにあたって新たにに使わせていただいている言葉ということでご承知おきください。

(西淵委員)

今あるグランドビジョンを、デザインみたいなものを学校ビジョンとして新たに作るわけ。各学校が。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

そういうわけではなくて、今回この、我々が望ましい学校規模の確保を目指して取り組むにあたり、学校が今回の取り組みでこの学校ビジョンを目指すもの。そういったことで、グランドデザインというのはまた校長先生がそれぞれに考えるということにはなるとは思いますので。そこまではこちらからは指定するものではないとご理解いただけると。

(船津委員)

そうするとこの計画が進んでいくと、学校ビジョンというフレーズは要所要所に出てきたりするんですか。どこかで一回説明をちゃんと入れておく方がいいかなと。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

当然ですね、ケースごと、関係校にはこの計画の説明をまず、趣旨を理解していただかないことには進めることができませんので、今準備作業中ではございますけれども、例えばDVDを作ってますね、そのDVDの中に目指す学校ビジョンという言葉を出しておりますけれども、そういったものを理解していただくと。わかりやすい言葉かなということでこの中にも入れさせていただいております。

(船津委員)

1 ページの 2 番の「目指すべき姿」の中に、特に学校のあるべき理想の姿について学校

ビジョンという言葉を使っていきますみたいなフレーズがあるといいかなと。ちょっと説明なくいきなり学校ビジョンが出てくるので。これから使っていこうと思うならどこかにちょっと説明があるといいなと思いました。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

具体的な取り組みを進める中でですね、本冊子にはちょっと検討させていただきますけれども、まずは具体的な取り組みの中でですね、ご理解いただけるように丁寧に説明をしていくということになるかと思います。

(小嶋委員)

よくわかりました。船津先生が指摘された学校ビジョンというのは、この子どもいきいき学校づくり計画が目指す象徴的なというか、イメージということで特別な、オリジナルのワードとして考えられたということでも素晴らしいと思います。おそらく西淵先生がおっしゃったように、今までの学校、教育計画の中で使っているいろいろな言葉があって、それとどういう関係になっているのかというお話だったと思うんですが、それを置いておいてこの計画固有の、皆が目指すべきイメージということで「学校ビジョン」という言葉を新たに打ち出されたという理解でよろしいですか。とてもいいと思いますが、そうしますとやっぱり船津先生がおっしゃるように、それがなんなのかということの一つ説明があるといいのかもしれないです。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

委員おっしゃるとおりで、学校ビジョンというのはこの計画のために作った言葉ということで。

(小嶋委員)

いいですね。この子どもいきいき学校づくり計画における学校ビジョン、わかりやすい。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

繰り返しになりますけれども具体的な取り組みを進める中で学校ビジョンといえようだというものが、受け手側によくわかるような説明の方法も含めて、検討してまいりたい。

(小嶋委員)

お願いします。

(杉崎教育長)

一言いうと、この2ページのところの学校ビジョンの実現を目指しますというのはこの

教育面の、子どもたちが多くの人とふれあい育つことができるようにするとか、学校運営面だとか施設面で書いてあることが、総称して学校ビジョンなんだよね。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

そうです。柱になっています。

(杉崎教育長)

いきなり出てくるもので唐突感は確かにありますけど、ハードもソフトも、目指すものがこういうことかということなのかなと。ちょっとそれを補記したほうが。

(鈴木学校規模の適正化担当主幹)

わかりました。

(船津委員)

これからそれがスムーズに使われるためにははじめのところにちゃんと定義が。

(杉崎教育長)

学校ビジョンってなにかというのがちょっと明確にしておくとう説明しやすい。

ということでちょっとひとつ宿題はありますが、他いかがでしょうか。よろしいですか。

他にご意見もないようですので、日程第 12 第 54 号議案「ナゴヤ子どもいきいき学校づくり計画の策定について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第 13 第 55 号議案「第 3 期名古屋市教育振興基本計画～夢いっぱい なごやっ子応援プラン～の策定について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(大坪企画経理課長)

それでは、第 55 号議案「第 3 期名古屋市教育振興基本計画～夢いっぱい なごやっ子応援プラン～の策定について」ご説明申し上げます。

第 3 期教育振興基本計画につきましては、昨年度、一昨年になりますが、29 年の 9 月以降、教育委員会におきましても、6 回にわたってご協議をいただきまして策定に取り組ん

でまいりましたが、この度最終的に計画案として提出させていただくものでございます。

本計画は、「(1) 計画の位置づけ」にございますように、教育基本法に基づき、国の教育振興基本計画を参酌し、また、市長の定める「ナゴヤ子ども応援大綱」を尊重して定めるものでございます。策定にあたっては、現在策定が進められている市の次期総合計画との整合にも留意しながら進めました。(2) にございますように、計画期間は平成 31 年度から 5 年間でございます。「(3) 計画の基本理念」は「夢に向かって人生をきり拓くなごやっ子の育成」といたします。本計画では、(4) にありますように、「視点 1 人生（ライフキャリア）の支援」、「視点 2 質の高い学びの促進」、「視点 3 多様な主体との連携・協力」の 3 つを大切にしながら各施策・事業に取り組んでまいります。昨年、12 月に委員のみなさまにご協議をいただきましたのち、12 月 25 日には教育子ども委員会での所管事務調査、1 月から 2 月にかけてパブリックコメントなどを実施し、様々なご意見をいただきました。今回お示しする最終案が、これらも踏まえまして、改正すべきは改正し、作成いたしましたものでございます。

本計画の主な特徴、これまでからの変更点を中心にご説明申し上げます。まず、表紙をご覧ください。表紙の下方に説明がございますが、冊子として製本する際には、視覚障害の方に配慮した音声コードを挿入する予定でございます。表紙イラストには、ナゴヤ子ども応援会議で選定された、工芸高校生の作品を掲載し裏面に氏名とコメントを掲載しました。表表紙に選定されなかった、その他の応募作品につきましても、19 ページ、それから 34 ページ、96 ページ、それから 128 ページの各余白頁にそれぞれ掲載をしたところでございます。

35 ページ以降の、施策・事業に関するページでは、例えば 37、38 ページにございますように、写真による事業の紹介や、50 ページにございますように、余白ページを利用して事業を紹介するコラム、それから、恐れ入ります 116 ページ下段にございますような、教育委員会のキャラクター、いわゆるゆるキャラを紹介するなど、市民のみなさまにわかりやすく親しみやすいものとなるよう配慮をいたしました。

144 ページからが資料編でございます。145 ページには、なごや子ども条例について記載するとともに、146 ページ以降、教育長・教育委員のみなさまと、児童生徒との意見交換会をはじめとして、市民や経済団体、有識者会議での意見を掲載いたしました。157 ページからは、パブリックコメント制度によりいただきました市民意見と、それに対する教育委員会の考え方を掲載してございます。167 ページからは、それぞれの用語の解説を、173 ページ以降には事業名の索引のページを新たに設けました。

以上、簡単ではございますが、計画案についての説明をさせていただきました。ご審議よろしくお願い申し上げます。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

(小栗委員)

中身はこれまで何回か検討させていただいて、ずいぶんよくなっていると思います。活用の仕方ですね。そここのところの議論をきちんとしていたいなと思いますが、非常に内容が濃いので、たぶんこれを配布して、どうやって活用していくかというところが一番ポイントになってくるとは思います、そこはどう考えていきたいと思いますか。

(杉崎教育長)

作って終わりじゃなくてどう活用するということについてはいかがでしょうか。

(大坪企画経理課長)

この計画、実行性のあるものとするために、毎年必ず成果指標をどこまで進んでいるかというチェックを必ず入れています。各々の事業、それから施策、どのような進み方をしているか。それによりまして、先ほどPDCAに基づきまして、状況によっては内容を改めたりとかですね、進度が遅れているものについてはてこ入れをしたり、そういったことをしっかりと考慮しながら、検討しながら進めてまいりたいと考えております。

(杉崎教育長)

例えば本冊の2ページに計画の位置づけとか、3ページにはナゴヤ子ども応援大綱とか載っているでしょう。やっぱりこういう大事な、憲法なのか法律なのか、教育委員会でいうところの、こういうものをどのようにみんなが理解して同じ方向性をもって仕事をしていくかというのが大事だと思うんだけど、結構新しい施策も盛り込んであるので、この5年間の教育委員会の方向性を決めるような重要な計画なので、よっぽど作ってしまい、冊子配ってはい終わり、読んどいて、ではなかなかまいらないような気がするのだけど、その辺の具体的な、どうやって活用するかということを小栗委員は聞かれたのではないかなと思うんですが、その辺もちょっとしっかり詰めておいていただきたい。

(梶田委員)

これを使ってするときにはちょっとお聞きしたのが、これは学校に何冊ぐらい配るんでしょうかとお聞きしたときに、まあ数冊、2冊だか3冊だかという話を聞いたんですが、2冊3冊配ってこれが本当に教育委員会だとか学校だとか、他にも施設がありますが、そういうところで本当にこの計画に向かってみんなが取り組む姿が作れるのだろうかということを散々指摘をしたような気がするんですけど、今回この第3期は、どんな風な、これをどう、例えば校長レベルとか教頭レベルだとか、その辺のところ、少なくともその辺のレベルにどう浸透させていくとか、そういう具体的な方法があるのかということかなと思うんですが。

(大坪企画経理課長)

新年度に入りまして、校長会等々です、計画についてのご説明を申し上げるとともに、市民に対しましてはウェブサイトとか図書館等々で冊子の配架を行います。また、記者クラブの公表というのも4月5日に予定しているところでございます。

(杉崎教育長)

これは概要版みたいなものは作るの。

(大坪企画経理課長)

概要版、わかりやすいものにして作成をする予定でございます。

(船津委員)

とても読みやすく、たぶん他のところの計画よりは読んでほしいと思う工夫、行ったり来たりしながらも読めるという工夫があって、それをちゃんとみんなでわかっていこうよという気持ちが非常に伝わってくる。デザインからしても。だからこそもったいないというか、例えば、学校の先生方はこれを自分たちのものだと思って地域や子どもの教育に発信していくとしたときに、先生方が、名古屋市の教員がこれを読まれるような、月報なりそういうのがあるのであれば、少しずつこれを細かく分けて、シリーズでこの計画始まるところで一年間かけて定着させていくというような、冊子1冊になったものが細かく分かれてでも届いていく。また計画の中で、ここのところは大事と思ったところがピックアップされて届いていくみたいな、辞書的な役割のものがあつたらいいんじゃないかなと思いました。着想だけです。

(杉崎教育長)

こういう場ですので、これをどう、いろんな方々に周知していくにはどういうことがいいかというのがなにかもし案があればいくらかでも出していただいて、それをまた一回事務局の中で検討していただければいいかなと思いますので。もしなにかあれば、こういう場です所以说っていただければ。

もし誰かこう、漫画を描くような才能があるというか、得意な人がいれば、漫画で結構紹介するとこういう計画って読まれたりするとか、ちょっと本体見てみようかなという風に興味を示してもらえるような、漫画を使って紹介するとか。

たぶんこれ、歴史副読本みたいに有料で売ってもそんなに売れるとは思えないんだけど、読んでみたいと思うような感じで。

(小嶋委員)

本当に力作なので、ぜひ多くの方が見ていただけるような仕組みを考えていくといいのかもしれないですね。

(船津委員)

優良はいいかもしれませんね。配布されると、積読みたいになってしまうけど。お金出してまでというのは違うかもしれませんが。

(杉崎教育長)

すごいイラストとかいろんな新しい考え方とかを盛り込んで、いいフレーズとかいい発想のものがいっぱいあるんですけど、ぜひ中を見ていただけるといいなと思うんですけども。さっき船津委員が言われたシリーズものにして紹介するというのは僕は非常にいいかなと思って、まずはこの最初のエッセンスだけを紹介して、続いては各施策ごとに紹介しますっていうシリーズにすると結構おもしろいかなと。

(西淵委員)

それに似たことなんですけれども、やっぱりこれそれぞれ見ているとですね、具体的な施策になると、対象がやっぱり様々な方というか、保護者の方に知ってもらいたい部分もたくさんありますし、本好きな方に知ってもらいたいという部分もありますし、歴史好きな人に知ってもらいたい部分もある、体育の教員が読んだ方がいいとかそういうようなものもあるものですから、このシリーズ、施策ですね、わかりやすく対象に応じて、教育長さんのアイデアでいくなら漫画みたいなもので伝えるとかいうことをやっていったり、それから先生方はやっぱりこういうものを元にして研修できるものにしたりというようなことが、校長先生のご配慮があったり、こういうことをしていくといいかなという風に思いました。

(小栗委員)

表紙の「視覚障害者用活字文書読み上げ装置」というのをちょっと私、存じ上げなくて申し訳ないんですが、音声でこの冊子の内容ってどうやって確認できるかってちょっと教えていただきたいんですけど。それはなぜかっていうと、今西淵さんがおっしゃったように、親御さんの中でもですね、興味のある方ない方いらっしゃると思うんですが、今の漫画のことも含めて、もし音声かなんかで聞けるのであれば、親学のね、一環とは言えないかもしれないですけどもぜひ興味をもっていただくように、学校側から、その学校の、聞いてほしい教えてほしいところとか、我々教育委員会から特にここは今年度とか、上期はここら辺を重点的につけていうようなことを、文字だけじゃなくてできるといいかなと思ったんですけど。

(大坪企画経理課長)

QRコード等がですね、ここに入る。それを読み取り機で読むことによって、音声で中身が流れるような形に。

(小栗委員)

それは通常の携帯でQR読み取れるということですか。QRコードあるんですけど。それで音で聞こえるということですか。

(大坪企画経理課長)

そうです。

(杉崎教育長)

このQRコードがあるすぐ右側に切れ込みが付いていまして、視覚障害者の方はその切れ込みがあるところを触って、そこにQRコードを読む機械をやると、情報が耳で読み上げてくれるんです。今まで展示で作っていたものですから、すごい労力と時間がかかったり、複製ができないですけど、QRコードを組み込むと、それだけあれば、そういう専門の読み取り機があつて。

(小栗委員)

専門ですか。

(大坪企画経理課長)

すみません。スマホではなくて、視覚障害者用の活字文書読み上げ装置というのがあります。視覚障害者用のそういった機械を用いて使います。

(杉崎教育長)

だからこれが全部読んでくれるので。

(梶田委員)

これはこの基本計画に限らず読み上げられる。

(杉崎教育長)

できます。いろんなパンフレットとかリーフレットでもそういう対応ができる。

(小栗委員)

逆にそのQRコードは、この普通のアプリでね、QRコードを読むアプリが何種類かあ

るうちの、普通のもので読み取るようにした方が広がるんじゃないかと思うんですけど。

(杉崎教育長)

できないことはないんじゃないかな。どこかにアクセスすればいいだけだから。

(小栗委員)

たぶんこのQRコードの形で、普通のダウンロードできるQRコード読むようなことはできるのではないかと思うんですが。

(大坪企画経理課長)

ちょっと検討を。

(小栗委員)

その方が広くできるんじゃないかという気もしました。普通のアプリで。

(杉崎教育長)

そうですね。どなたでもそれで。

(船津委員)

これを定着させていくのに今みんなが持っている、日ごろは考えないけど一瞬立ち止まったら考えられるアイデアってあると思うので、今日ご参加のみなさんは必須みたいな感じで、1人1案くらい。教育委員会の中で募って、そうするとみんなこれ読んで、こうしたらいいかなというのを考えて、1年かけて定着させていくのだと、当事者意識も高まって。いろいろあると思うんですよ。教育委員会のホームページとかある。そこに誰かがね。

(杉崎教育長)

この計画に限らず、計画というのはだいたい、どうやって周知するかというのが一番課題でね。作ったらあと誰も、当事者しか知らないというようなものが往々にしてあるので。

(小栗委員)

評価が出るんですよ。毎年ね。

(杉崎教育長)

そうです。

(梶田委員)

それは個人別の評価ということ。

(杉崎教育長)

個々の事業ごとに。

(梶田委員)

これを作っているところと評価しているところが同じだと、好きなようにできちゃうのでは。

(杉崎教育長)

第三者委員会。

(梶田委員)

第三者委員会だけど、その資料提供はここですよ。

(西淵委員)

同じとこですね。

(杉崎教育長)

他いかがでしょうか。他にご意見もないようですので、日程第 13 第 55 号議案「第 3 期名古屋市教育振興基本計画～夢いっぱい なごやっ子応援プラン～の策定について」につきましては、ちょっと宿題も先ほどと同じようにありますけれども、案自体は原案どおり可決ということによろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続いて、日程第 14 第 56 号議案「名古屋市立小・中学校の通学区域の設定、変更及び委託通学措置の実施について」を議題といたしますので、事務局から説明をお願いします。

(樋口教育環境計画室長)

本件でございますが、平成 33 年度、2021 年ですが、開校予定でございます、上志段味小学校の通学区域の設定、またそれに伴う志段味東小学校と志段味中学校の通学区域の変更及び上志段味小学校から志段味東小学校への委託通学措置を実施するものでございます。

まず、通学区域の設定及び変更についてでございますが、現在、大規模な土地区画整理事業の進行に伴って志段味東小学校の児童数は急増しており、今後、継続的に過大規模校となることを見込まれますので、上志段味小学校の新設を予定しているところでございます。

平成 29 年 9 月以降、この地域におきまして通学区域の分離案を地元でご協議いたしておりましたが、この度、11 月の段階でございますが、分離案をご提案いただきましたので、ご審議いただくものでございます。

区域といたしましては、お手元でございます 3 枚目の「参考図」の緑色の太線のとおりでございます。ここは、東側が「大字上志段味」、西側が「大字中志段味」という境になっておりますので、ここで境界線を引いております。

なお、志段味東小学校の通学区域からは上志段味小学校の通学区域を除く。また、志段味中学校の通学区域には、新設の上志段味小学校の通学区域を加えるという内容となっております。

施行日といたしましては、上志段味小学校が開校する見込みとなっております、平成 33 年 4 月 1 日、2021 年 4 月 1 日を予定しています。

次に、同時に行います、委託通学措置でございますが、今申し上げたとおりにこの緑の枠線で通学区域を設定した場合ですが、児童数のバランスが上志段味小学校の方に極端に集中するということが当面予想されます。その場合、上志段味小学校は開校後まもなく過大規模校となってしまうと。一方、志段味東小学校は小規模校となってしまうという恐れがございます。そこで、この「参考図」の黄色で色塗りされている上志段味小学校の通学区域の一部、ここにつきまして志段味東小学校へ通学していただく。これを委託通学措置と申しますが、これを実施し、学校規模の適正化を図るものでございます。

実施期間といたしましては、上志段味小学校の開校当初から両校の学校規模を適正に確保できるまでの当分の間を予定しております。

以上あわせまして、第 56 号議案につきまして、ご説明をさせていただきました。ご審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

(杉崎教育長)

説明が終わりましたので、ご意見、ご質問があればお願いします。

(杉崎教育長)

特にご意見もないようですので、日程第 14 第 56 号議案「名古屋市立小・中学校の通学区域の設定、変更及び委託通学措置の実施について」につきましては、原案どおり可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(杉崎教育長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、これより日程第 15 へ移ります。また、これ以降の議事につきましては最初にご案内したように非公開となりますので、傍聴人の方は退席をお願いいたします。また、関係職員以外の退席もお願いいたします。

日程第 15 からは非公開とされたため、名古屋市教育委員会会議規則第 12 条の規定により、会議録は別途作成。

午後 4 時 40 分終了